

いつまでも、このまちで

24時間365日柔軟なサービスを提供します

定期巡回・随時対応型 訪問介護看護のご案内

訪問介護と訪問看護をひとつのサービスで利用できます



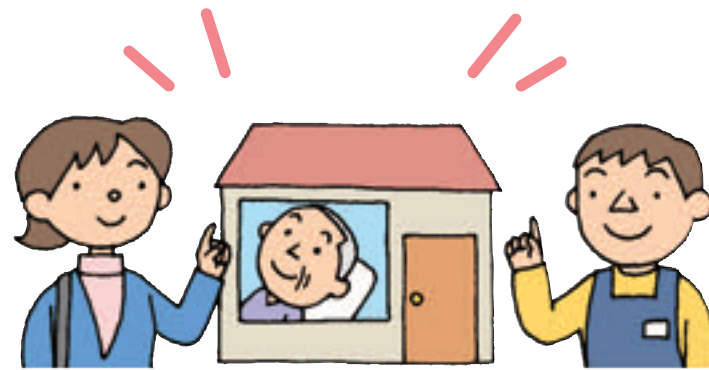
訪問介護



訪問看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護とは

概ね30分以内に訪問できる地域を対象に、ケアプランに基づき決まった時間に訪問する「定期巡回」、利用者やご家族からのコールを受ける「随時対応」、必要に応じて訪問する「随時訪問」、医師の指示に基づき看護師が訪問する「訪問看護」の4種類のサービスを、毎月定額で利用できます。要介護1～5の方が対象です。（要支援の方は利用できません。）



定期巡回

定期的に利用者宅を巡回し、排せつや食事、服薬など、日常生活に必要な介護を行います。



随時対応

利用者やご家族からのコールに対して、随時の対応・相談を受けます。



随時訪問

利用者やご家族からのコールを受け、必要に応じて訪問します。

例 急な排泄介助、転倒、ベッドからの転落など

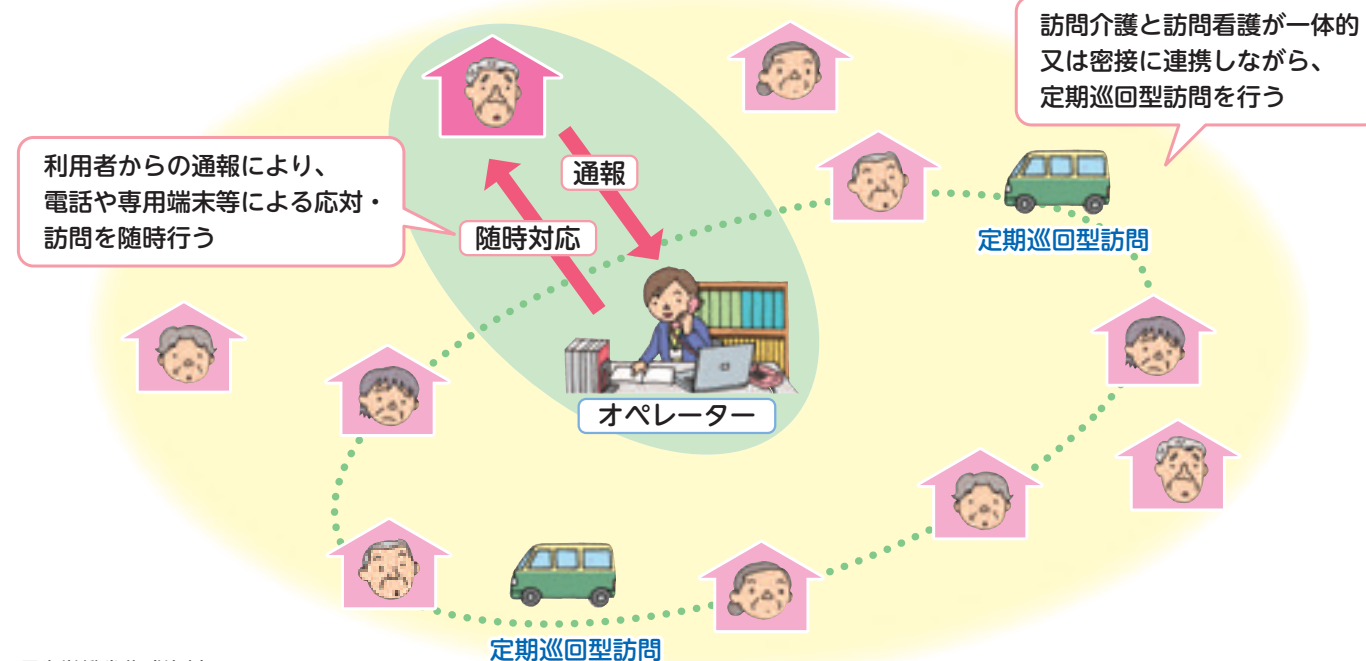


訪問看護

医師の指示に基づき、看護師が訪問します。



訪問介護と訪問看護が一体的又は密接に連携しながら、定期巡回型訪問を行う



サービスの特徴

24時間365日オペレーターに繋がりますので、夜間も安心して過ごすことができます。

一定時間滞在するのではなく、短時間の訪問を1日に数回行うことで、利用者が可能な限り在宅生活を送れるようサポートします。

利用者の当日の状態に応じて、訪問介護を延長するなど、随時の対応も可能です。

毎月の利用料金が定額なので、安心して利用することができます。

訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、サービス提供をします。

対象者は、要介護者のみです。

ケアマネジャーと事業所の計画作成責任者が協力してプランを作成します。

通所サービス、短期入所系サービスとの併用も可能です。

地域密着型サービスのため、利用は千葉市民に限られます。



24時間365日 柔軟なサービス提供が可能

定期巡回・随時対応型訪問介護看護が適している方

- 通常の訪問介護や訪問看護では区分支給限度基準額を超えてしまう方
- 独居、もしくは日中家族の介護を受けられない方
- 在宅での生活を継続したい方
- 退院したばかりで自宅での生活に不安が残る方



事例紹介

事例紹介 1

利用者の状況

要介護度	要介護1	服薬	あり
日常生活自立度	自立		
家族状況	独居。家族、親戚等は遠方にいる		
利用サービス	なし		
疾病	認知症、高血圧		
身体介助	服薬確認、安否確認、水分補給の確認		
生活援助	状況に応じて買い物(重たいもの等)		

利用の経緯

家族の気持ち



家族

近所に住んでいないため、
本人の状況を
確認できないのが心配。

家族、親戚等が近くにおらず、独居にて生活。認知症やその他疾病を患っており、自身での服薬管理が困難な状況。

通常の訪問介護でも服薬確認は可能であるが、短時間での利用や随時の対応が困難である。利用者と連絡が取れなくなった際など随時の対応もできるように定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用に至った。

利用後の効果

利用当初は介護拒否の傾向が強く、自宅に介護職員が訪問することに抵抗があったが、同じ職員が毎朝決まった時間に訪問して、挨拶や声掛けを行うことから始め、安否と服薬の確認を続けていくうちに、利用者との信頼関係を築くことができた。

現在では、よい話し相手としても歓迎してくれるようになるとともに、薬の飲み忘れがなくなったことで、認知症状も和らぎ、利用者の表情や態度にも落ち着きが生まれ穏やかになった。

また、家族が遠方にいるため、「長時間連絡をとることができない際には、お互い声を聴くまでは不安であったが、このサービスを利用してからは、いつでもオペレーターに相談できる」との声があり、利用者・家族に安心感がもたらされている。

このほか、定期巡回時に体調不良等の把握をした際には、柔軟に夕方ごろに随時訪問を行うことで、利用者・家族の不安を取り除いている。

週間プラン

		月	火	水	木	金	土	日	主なサービス内容
深夜	4:00								
	5:00								
早朝	6:00								
	7:00								
午前	8:00								
	9:00								
	10:00								
	11:00								
午後	12:00								
	13:00								
	14:00								
	15:00								
	16:00								
	17:00								
	18:00								
夜間	19:00								
	20:00								
	21:00								
深夜	22:00								
	23:00								

		月	火	水	木	金	土	日	主なサービス内容
深夜	4:00								
	5:00								
早朝	6:00								
	7:00	定期巡回	定期巡回	定期巡回	定期巡回	定期巡回	定期巡回	定期巡回	服薬確認・安否確認(20分)
午前	8:00								
	9:00								
	10:00								
	11:00								
午後	12:00								
	13:00								
	14:00								
	15:00								
	16:00								
	17:00								
	18:00				随時訪問				朝の定期巡回の際、体調不良であったため、随時訪問
夜間	19:00								
	20:00								
	21:00								
深夜	22:00								
	23:00								

サービス利用前の訪問パターン

サービス利用後の訪問パターン

随時対応

例

定期巡回の際の体調不良等により、夕方に随時訪問。(柔軟な対応が可能である)

事例紹介 2

利用者の状況

要介護度	要介護3	服薬	あり
日常生活自立度	ベッド上での腰上げ、寝返りは可能だが、座位・立位保持は困難。		
家族状況	独居。家族が近所におり、交代で介護している。		
利用サービス	訪問介護（朝：身体1、昼：身体1生活2、夕：身体1） 特殊寝台・特殊寝台付属品利用		
疾病	腰椎圧迫骨折・高血圧・心不全		
身体介助	排泄交換・更衣介助・水分補給・全身清拭		
生活援助	食事準備・買い物（必要時）・洗濯		

利用の経緯

本人及び家族の気持ち



本人

このまま自宅で暮らしていきたい



家族

生活支援も協力するので、自宅での生活を維持したい。何かあった際は随時対応してほしい。歩けるようになってほしい

利用以前は訪問介護が1日3回、訪問リハビリテーションが週1回、その他訪問入浴や特殊寝台等の貸与により、ひと月あたりの区分支給限度基準額に達してしまっていた。

また、自力でベッドから降りた際、座ったまま動けなくなり、ベッドに戻れなくなったことから、このサービスの利用に至った。

利用後の効果

このサービスは定額制であることから、訪問入浴、訪問リハビリテーションを併用して利用することも可能になった。

また、毎日4回の定期巡回の他、随時対応が可能なことから、ベッドに戻れなくなる不安が取り除かれた。

このほか、急な便意や尿意等にも随時訪問してくれることから、我慢しがちであった利用者の排せつに対する意識が改善された。

※訪問看護の利用なし

週間プラン

		月	火	水	木	金	土	日	主なサービス内容
深夜	4:00								
	5:00								
早朝	6:00								
	7:00								
午前	8:00								
	9:00	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	排泄交換・更衣・朝食セット
	10:00			訪問入浴					
	11:00								
午後	12:00	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	排泄交換・昼食準備 掃除・洗濯・買い物
	13:00								
	14:00								
	15:00		訪問リハ						
	16:00								
	17:00	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	排泄交換・夕食セット
	18:00								
夜間	19:00								
	20:00								
	21:00								
	22:00								
深夜	23:00								

		月	火	水	木	金	土	日	主なサービス内容
深夜	4:00								
	5:00								
早朝	6:00								
	7:00	定期巡回	定期巡回	定期巡回	定期巡回	定期巡回	定期巡回	定期巡回	排泄介助・安否確認（30分）
午前	8:00								
	9:00			訪問入浴			訪問入浴		
	10:00								
	11:00	定期巡回	定期巡回	定期巡回	定期巡回	定期巡回	定期巡回	定期巡回	排泄介助・全身清拭・昼食準備 （必要時）洗濯・買い物
午後	12:00								
	13:00								
	14:00		訪問リハ			訪問リハ			
	15:00								
	16:00	随時訪問							排泄介助
	17:00								
	18:00	定期巡回	定期巡回	定期巡回	定期巡回	定期巡回	定期巡回	定期巡回	排泄介助・夕食準備
夜間	19:00								
	20:00								
	21:00	定期巡回	定期巡回	定期巡回	定期巡回	定期巡回	定期巡回	定期巡回	排泄介助・安否確認（30分）
	22:00								
深夜	23:00						随時訪問		随時訪問（排泄・安否確認）

サービス利用前の訪問パターン

サービス利用後の訪問パターン

事例紹介 3

利用者の状況

要介護度	要介護5	服薬	あり
日常生活自立度	全介助状態		
家族状況	独居。家族が他県より交代で介護をしている。		
利用サービス	訪問介護 訪問診療	訪問看護 訪問入浴	
疾病	大腿骨頸部骨折、骨粗鬆症、高血圧、心不全		
身体介助	排泄交換・更衣介助・全身清拭・水分補給・口腔ケア		
生活援助	居室・ベッド周りの環境整備		

利用の経緯

本人及び家族の気持ち



本人

住み慣れた大好きな我が家で過ごしたい



家族

介護量は増えたが、できるだけ自宅で過ごさせてあげたい
自宅で穏やかに過ごせることを望む

病院を退院した後、本人の意向により家族と同居して在宅生活となる。

その後、ポータブルトイレを使用することが困難となり、訪問介護サービスを利用していた。

しかし、次第に家族の介護量も増え、負担が大きくなったことから、このサービスの利用に至った。

利用後の効果

●他職種との連携

利用者は以前から褥瘡や尿路感染症等に悩まされていたが、看護師と介護職員が緊密に連携するこのサービスを利用したことで、適切な処置や予防が行われるようになった。

また、急な体調変化にも訪問看護が対応することで、利用者・家族に安心感がもたらされた。

このほか、排せつ介助が1日3回から4回に増え、清潔さが保たれるようになったことから、尿路感染が防げている。

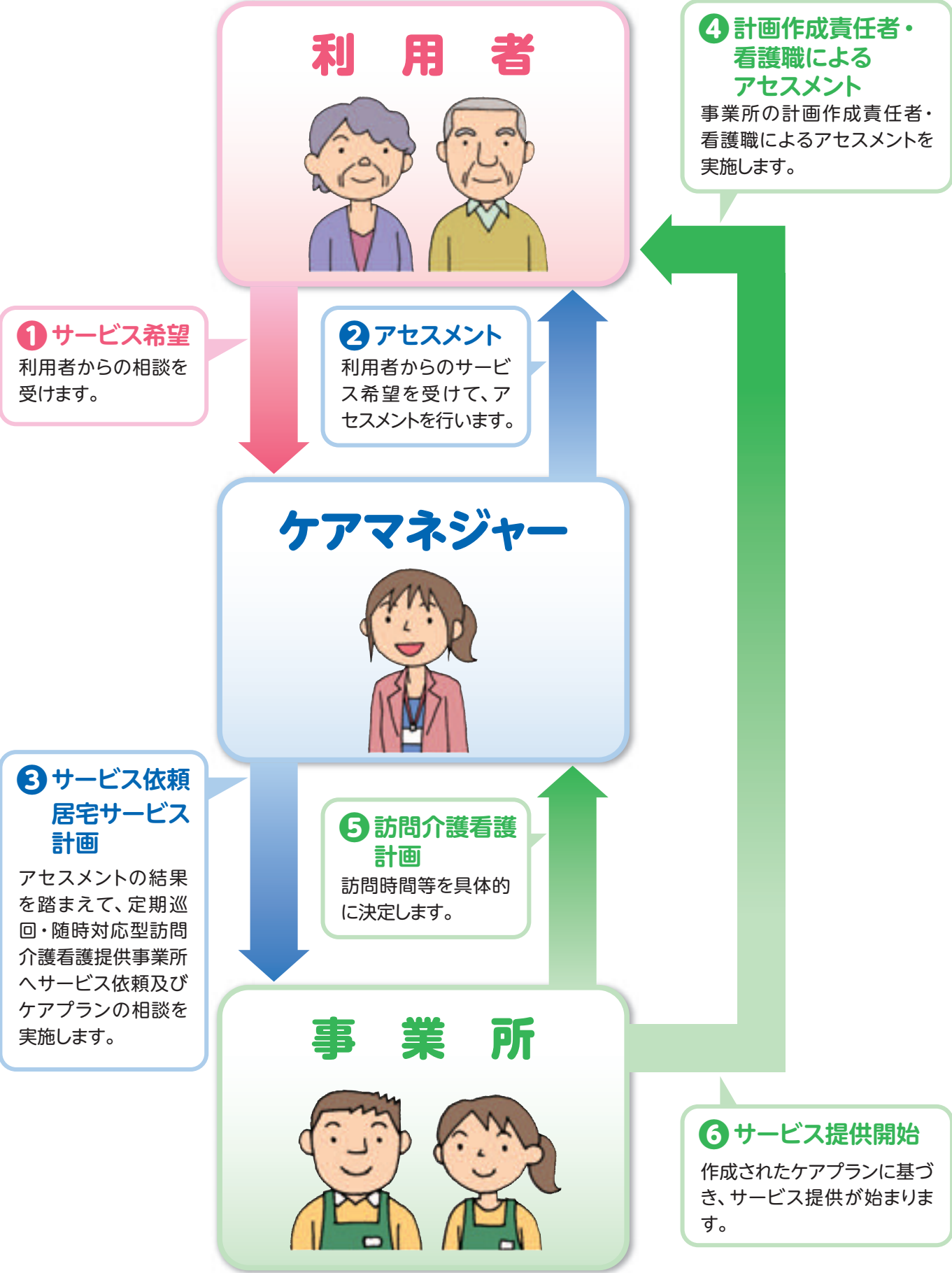
また、看護師の適切な指示のもと、おむつかぶれや尿漏れも迅速な対応がなされている。

週間プラン

		月	火	水	木	金	土	日	主なサービス内容
深夜	4:00								
	5:00								
早朝	6:00								
	7:00								
午前	8:00	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	排泄交換
	9:00								
	10:00								
	11:00								
午後	12:00	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	排泄交換
	13:00			訪問診療					月2回 訪問診療
	14:00								
	15:00		訪問看護			訪問看護			排便コントロール 入浴
	16:00	訪問入浴					訪問入浴		
	17:00	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	排泄交換
	18:00								
夜間	19:00								
	20:00								
	21:00								
深夜	22:00								
	23:00								

		月	火	水	木	金	土	日	主なサービス内容
深夜	4:00		随時訪問					随時訪問	随時訪問 (排泄・安否確認)
	5:00								
早朝	6:00								
	7:00	定期巡回	定期巡回	定期巡回	定期巡回	定期巡回	定期巡回	定期巡回	排泄介助・安否確認 (30分)
午前	8:00								
	9:00	訪問入浴							訪問入浴
	10:00						定期巡回		全身清拭・排泄介助
	11:00	定期巡回	定期巡回	定期巡回	定期巡回	定期巡回		定期巡回	排泄介助・安否確認 (30分)
午後	12:00								
	13:00			訪問リハ		訪問リハ			マッサージ
	14:00	訪問リハ							マッサージ
	15:00				訪問診療				月2回 訪問診療
	16:00	定期巡回	定期巡回	定期巡回	定期巡回	訪問看護	定期巡回	定期巡回	排便コントロール 排泄介助・安否確認 (30分)
	17:00								
	18:00								
夜間	19:00								
	20:00								
	21:00	定期巡回	定期巡回	定期巡回	定期巡回	定期巡回	定期巡回	定期巡回	排泄介助・安否確認 (30分)
深夜	22:00								
	23:00							随時訪問	随時訪問 (排泄・安否確認)

利用までの流れ



報酬・減算について

利用者負担額

利用者負担			
内 容	サービス費用 (10割)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
要介護1～要介護5 一体型 (介護)	介護報酬改定により利用者負担額が変更されています。		
要介護1～要介護5 一体型 (介護・看護)			
要介護1～要介護5 連携型 (介護)			
要介護1～要介護5 連携型 (介護・看護)			

単位数

	一体型事業所		連携型事業所	
	介護利用者	介護・看護利用者	介護利用者	訪問看護利用分 (追加)
要介護1	介護報酬改定により利用者負担額が変更されています。			
要介護2				
要介護3				
要介護4				
要介護5				

- 基本単位の他に初期加算などが加算される場合があります。
- 月の途中から利用を開始した場合、日割り計算を行います。
- 通所サービス利用時には、所定単位数を減算します
- 短期入所系サービスを使用した場合、日数に応じて日割り計算を行います。
- 連携型事業所において訪問看護を利用する場合、所定の単位数を追加します。



報酬に関するQ&A

問1

**短期入所系サービスを利用した場合の取り扱いについて、
どのようになりますか。**

答1

●初期加算について

短期入所系サービスの入所日及び入所中については、算定することはできません。
ただし、退所日については算定可能です。

また、初期加算は、起算日から30日までの算定が可能であるため、短期入所系サービスの入所中（入所日含む）についても、日数のカウントには含まれます。

例 6月 1日 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 利用開始
6月 5日 短期入所系サービス 入所日
6月 15日 短期入所系サービス 退所日

上記例の場合、6月1日から4日までの4日間及び6月15日から30日までの16日間の合計20日間の算定が可能です。また、6月30日が起算日から30日目となるため、7月1日以降の算定はできません。

●定期巡回・随時対応型訪問介護看護費について

短期入所系サービスを利用した月は、日割り計算となります。入所日及び入所中については、減算の対象となります。

ただし、退所日については、減算の対象外です。

例 6月 5日 短期入所系サービス 入所日
6月 12日 短期入所系サービス 退所日

上記例の場合、6月5日から11日までが減算の対象となり、12日については対象外となります。

また、月をまたいで利用した場合も同様で、入所日については減算の対象となり、退所日については対象外となります。

問2

**入院した場合の取り扱いについて、
どのようになりますか。**

答2

●初期加算について

入院中についても契約を解除しない限り算定は可能です。
ただし、1月を通じて入院するなど、サービスを受けられない状態にあった場合は、算定できません。

●定期巡回・随時対応型訪問介護看護費について

初期加算と同様です。



サービスに関するQ&A

問1

**通常の訪問介護サービスと同じように
生活援助を行ってくれるのですか？**

答1

通常の訪問介護サービスは、1回当たりのサービス提供時間が通常30分～1時間程度であり、その時間で様々な生活援助を行うことを前提にしています。

一方、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、1回当たりのサービス提供時間が原則として20分未満と短い代わりに、定期的な、必要に応じて随時の訪問を24時間体制で継続することを前提にしています。

例えば、調理の御依頼をいただいた場合には、調理には時間を要しますので、別に配食サービスの御利用をお勧めしています。

問2

**24時間体制で随時対応・随時訪問してくれるのならば、
何回でも訪問介護・訪問看護に入ってくれるのですか？**

答2

定期巡回・随時対応型訪問介護看護も、ケアマネジャーが作成したケアプランに基づき提供されます。

しかし、実際にサービスが提供される日時・内容等は、サービス提供事業者の看護職員による定期的なアセスメントを踏まえて、当該事業者の計画作成責任者が決定します。アセスメントにより必要と認められた範囲内で、サービスを提供することとなります。

問3

**精神的又は体調的に起伏が大きい方も
定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用することは可能ですか。**

答3

可能です。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、利用者の日々の心身の状況を把握できる上、前問の回答のとおりサービス提供日時・内容等はサービス提供事業者の計画作成責任者が決定しますので、利用者の状況に合わせた柔軟な対応ができます。



問4

**定期巡回・随時対応型訪問介護看護と併用できない
介護保険サービスは何ですか。**

答4

訪問介護、訪問看護（連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを除く。）及び夜間対応型訪問介護はサービスの内容が重複するため利用できません。

問5 定期巡回・随時対応型訪問介護看護と併用できる
介護保険サービスは何ですか。

答5 問4以外の介護保険サービスであれば併用可能です。



問6 定期巡回・随時対応型訪問介護看護と併用して通所介護、短期入所系
サービスを利用する場合、利用回数の上限はありますか。

答6 上限はありません。

上限は
ありません！



問7 既に長い間利用して馴染んでいる訪問看護ステーションを
定期巡回・随時対応型訪問介護看護で利用できませんか。

答7 可能です。定期巡回・随時対応型訪問介護看護提供事業者に御相談ください。

問8 提供されるサービスの内容は、
従来の訪問介護の身体介護と生活援助と同様ですか？

答8 従来の訪問介護と同様です。これに加え、安否確認、健康チェック、見守り等も可能。身体介護を中心とした1日複数回の定期訪問と、それらに付随する生活援助を組み合わせで行います。具体的なサービスについては、既存の訪問介護の内容・提供方法にとらわれず、適切なアセスメントにより利用者個々の状況に応じて、柔軟に対応できます。

問9 随時の通報をした場合、
必ず随時訪問をしてくれるのですか？

答9 随時対応サービスは、オペレーターが利用者の心身の状況を的確に把握し、適切なアセスメントの結果に基づき随時訪問サービスを提供すべきかを判断するものであり、通報内容に応じて通話による相談援助を行うのみの対応や、医療機関への通報を行う等の対応となることも十分に想定できます。



問10 高齢者の夫婦世帯の場合、
夫婦2人ともに、このサービスを利用することはできますか？

答10 夫婦それぞれが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用契約を交わせば、夫婦ともに利用することは可能です。

事業者問い合わせ先

詳細は、お近くの事業所、あんしんケアセンター、担当のケアマネジャーにお問い合わせください。

事業所の一覧はこちらからご覧になれます

<http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/kaigohokenjigyo/koureisishisetsuichiran.html>

- やさしい手千葉新田町定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
043-379-6520 260-0027 中央区新田町4-22 サンライトビル202
- 生活クラブ風の村定期巡回ステーション稲毛
043-251-3111 263-0051 稲毛区園生町1107-7
- しょうじゅ定期巡回・随時対応型訪問介護事業所
043-203-5067 261-0001 美浜区幸町2-12-1
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 らるご桜木
043-214-1082 264-0028 若葉区桜木7-7-40
- りべるたす
043-497-2373 260-0802 中央区川戸町468-1
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ほころ
043-310-6940 260-0805 中央区宮崎町456-2
- やさしい手都賀定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
043-379-1027 264-0025 若葉区都賀5-19-1
- 医療法人社団 紫雲会 千葉南病院（休止中）
043-292-5111 266-0003 緑区高田町401-5
- 若葉定期巡回訪問介護看護ステーション
043-234-7883 264-0007 若葉区小倉町1763-12
- ケアタク
043-254-6565 264-0028 千葉市若葉区桜木4-17-39
- イリーゼ稲毛黒砂定期巡回・随時対応型訪問介護看護センター
043-241-1571 274-0814 千葉市稲毛区黒砂3-8-12
- やさしい手浜野定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
043-305-2871 260-0825 千葉市中央区村田町1120 ライブガーデン千葉浜野
- ソワーズ千葉
043-351-7303 262-0018 千葉市花見川区畑町472-7

現在、あんしんケアセンターは28事業所になっています。
詳しくは下記HPアドレスからご確認ください。
<http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/hokatsucare/anshincarecenter.html>

■千葉市あんしんケアセンター

区	図中 番号	センター名	所在地	電話番号
中央区	①	新千葉	中央区新千葉3-10-20	216-2131
	②	中央	中央区新田町7-5 石出ビル1階B室	216-2121
	③	千葉寺	中央区千葉寺町188	208-1222
	④	松ヶ丘	中央区星久喜町1162-71	420-8325
	⑤	蘇我	中央区南町2-10-1 若菜第7ビル2-B号	305-0102
花見川区	⑥	こてはし台	花見川区こてはし台5-1-16	258-8750
	⑦	花見川	花見川区花島町149-1	250-1701
	⑧	花園	花見川区花園2-8-24	216-2610
	⑨	幕張	花見川区幕張町5-405-2	212-7300
稲毛区	⑩	山王	稲毛区山王町162-1	304-7740
	⑪	天台	稲毛区天台4-1-16	284-6811
	⑫	小中台	稲毛区穴川3-1-1	216-2848
	⑬	稲毛	稲毛区稲毛東3-6-28	216-2831
若葉区	⑭	みつわ台	若葉区みつわ台3-9-10	290-0120
	⑮	桜木	若葉区貝塚2-21-19	214-1841
	⑯	千城台	若葉区千城台南1-3-2-101	236-7400
	⑰	大宮台	若葉区大宮台2-1-2-102	208-1212
緑区	⑱	鎌取	緑区おゆみ野3-16-1 ゆみ〜る鎌取ショッピングセンター 5階	293-6911
	⑲	誉田	緑区高田町1084-88	300-4855
	⑳	土気	緑区あすみが丘1-20-1 バーズモールC棟1階	295-0110
美浜区	㉑	真砂	美浜区真砂3-13-4 美浜ウイング3階	216-2900
	㉒	磯辺	美浜区磯辺2-21-2	303-6530
	㉓	高洲	美浜区高洲3-3-12	278-2545
	㉔	幸町	美浜区幸町2-7-6	301-5332

※センター名は「千葉市あんしんケアセンター〇〇」となります。
※電話番号の市外局番は043です。

■千葉市役所 担当課

保健福祉局高齢障害部 **介護保険事業課** ☎043-245-5256



環境に配慮し、古紙配合率80%以上・グリーン購入法総合
評価値80以上の用紙及び植物油インキを使用しています

禁無断転載©東京法規出版